

## 人工呼吸器等医療機器賃貸借契約書 (案)

愛媛県立子ども療育センター 所長 若本裕之（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）との間において、人工呼吸器等医療機器（以下「機器」という。）の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、この契約に定める条件に従い、乙の所有物である機器を甲の使用に供するものとし、甲はその給付の対価として乙に賃貸借料を支払うものとする。

第2条 乙が甲に貸与する機器の品目及び賃貸借料は、別表のとおりとする。

2 甲は、安全性の確保と質的向上を図るために、本契約に基づき乙に対し機器の賃貸借とその保守点検を委託する。

3 賃貸借料には適正使用及び安全性確保の為に行う、補助的説明や情報の取扱い等の業務が含まれるものとする。

4 乙は甲が機器を甲の使用者（患者）に対して転貸することをあらかじめ承認するものとする。

5 賃貸借料の単位期間は、暦月を基準とする 1 ヶ月とする。暦月の 1 日から末日までのどれかの日に機器の引渡しが行われた場合には、賃借日数にかかわらず 1 ヶ月分の賃貸借料を支払うものとする。

第3条 契約期間は令和2年（2020年）4月1日から令和3年（2021年）3月31日までとする。

第4条 甲が機器の借上を希望するときは、機種及び台数を乙に連絡する。

第5条 乙は、機器を完全に使用できる状態に調整し、納入するものとする。

2 前項の納入等に必要経費は、賃貸借料に含まれる。

第6条 乙は、毎月末日に甲の借上げ機器の種類、数量を確認した後、すみやかに履行終了通知及び賃貸借料の請求を行うものとする。

2 甲は、前項の適法な請求書を受領した日から 30 日以内に、賃貸借料を支払わなければならない。

第7条 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わなかったときは、遅延利息を加算して乙に支払うものとする。遅延利息の計算は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）によるものとする。

第8条 契約保証金は\_\_\_\_\_円とする。

第9条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

第10条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、権利にあつては、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

4 乙は、業務の履行にあたり知り得た甲の業務上の内容は、これを他に漏らし又は他の目的に使用してはならない。

